

# 入所した場合の費用について



養護老人ホームでは、収入に応じて以下の表のとおり費用を区市町村にお支払いいただいております。

(平成26年4月現在)

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0~270,000 円	0 円	22	720,001~760,000 円	37,500 円
2	270,001~280,000	1,000	23	760,001~800,000	39,800
3	280,001~300,000	1,800	24	800,001~840,000	41,800
4	300,001~320,000	3,400	25	840,001~880,000	43,800
5	320,001~340,000	4,700	26	880,001~920,000	45,800
6	340,001~360,000	5,800	27	920,001~960,000	47,800
7	360,001~380,000	7,500	28	960,001~1,000,000	49,800
8	380,001~400,000	9,100	29	1,000,001~1,040,000	51,800
9	400,001~420,000	10,800	30	1,040,001~1,080,000	54,400
10	420,001~440,000	12,500	31	1,080,001~1,120,000	57,100
11	440,001~460,000	14,100	32	1,120,001~1,160,000	59,800
12	460,001~480,000	15,800	33	1,160,001~1,200,000	62,400
13	480,001~500,000	17,500	34	1,200,001~1,260,000	65,100
14	500,001~520,000	19,100	35	1,260,001~1,320,000	69,100
15	520,001~540,000	20,800	36	1,320,001~1,380,000	73,100
16	540,001~560,000	22,500	37	1,380,001~1,440,000	77,100
17	560,001~580,000	24,100	38	1,440,001~1,500,000	81,100
18	580,001~600,000	25,800	39	1,500,001円以上	対象収入のうち 1,500,000円を超過した 額×0.9÷12+81,100円 (100円未満は切り捨てる)
19	600,001~640,000	27,500			
20	640,001~680,000	30,800			
21	680,001~720,000	34,100			

※対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した収入をいいます。

※月の途中で入所し、又は退所したときは日割り計算になります。

※扶養義務者への費用徴収が発生する場合があります。

その他、詳細については福祉事務所でご相談ください。

## ● 施設別比較表 ●

施設種別	対 象	サービス内容
養護老人ホーム	環境的、経済上の理由により、自宅にて生活することができない高齢者。一部支援が必要で、日々のサポート体制を必要とする高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置は生活相談員、支援員、看護師が日中は常駐しており、介護を含めた24時間の対応が可能。</li> <li>食事提供や安否確認、生活相談など、生活に関わることは対応が可能。</li> <li>必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。</li> </ul>
特別養護老人ホーム	要介護認定が必要。介護が必要な高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス全般、他</li> </ul>
軽費老人ホーム シルバーピアなど 高齢者福祉住宅	住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。</li> </ul>
サービス付き高齢者向け住宅	一部支援が必要な高齢者から、住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事提供や安否確認の他に、個別に契約をすることで介護サービスを利用することができる。</li> </ul>

養護老人ホームは  
こんなケースに  
有効です。



例) 基本的な食事の提供が必要、薬の管理が必要、不規則な生活になってしまっている(昼夜逆転など)、ひきこもりがちになっている、入浴や清掃など衛生面での関わりが必要、精神的なバランスが不安定、知的障害や認知症があり相談できる人がそばにいる必要がある、見守り支援が必要、生きがい支援が必要、虐待者からの保護が必要・・・など。